

## 監査報告書

私たち監事は、社会福祉法人福祉楽団の2016年4月1日から2017年3月31日までの事業年度における、理事の業務執行及び財産の状況並びに事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書の内容について、社会福祉法第45条の18及び定款の規定に基づき監査を実施しました。この監査の結果について以下のとおり報告します。

### 1. 監査の方法と概要

私たちは、理事会及び評議員会に出席するほか、2017年5月25日に理事長及び施設管理者、関係職員からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査しました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告書は、法令に従い、事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (2) 財産目録は、法令に従い、財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (3) 貸借対照表は、法令に従い、資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (4) 資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、法令に従い、収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。
- (5) 理事の業務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

2017年5月25日

社会福祉法人 福祉楽団

監 事      大原 裕介    印  
 監 事      星川    望        印